

# 指宿広域市町村圏組合監査委員規程

(平成5年指宿広域市町村圏組合監査委員訓令第1号)

改正 平成17年指宿広域市町村圏組合訓令第1号

平成25年指宿広域市町村圏組合訓令第1号

## (監査の根拠)

第1条 監査委員の行う監査（検査及び審査を含む。以下同じ。）は、法令に特別な定めがあるもののほか本訓令の定めるところによる。

## (趣旨)

第2条 監査委員は常に法令及び組合行政の全般にわたり調査研究し、監査に当たっては組合行政の総合的進展を期することを旨とする。

## (留意事項)

第3条 監査に当たっては、次の各号に留意してこれを行う。

- (1) よく実情を査察し、把握すること。
- (2) 常に事の根本を質し、総合的見地に立って組合行政の刷新向上を期すること。
- (3) 非違があれば、これを矯正するものとするが、安易に摘発を事とせず、公平公正な行政の運営を期すること。
- (4) 事の軽重緩急を考慮して重点的、計画的にこれを行い監査の効率を挙げること。

## (報告指示)

第4条 監査委員は、監査の結果措置が適当でないことを発見したときは、その重大なものは、直ちに管理者に報告し、軽微なものについては、必要な指示をなしあつこれが整理を要求することができる。

## (監査)

第5条 監査に当たっては、おおむね次の各号につき書類帳簿等によるものほか実地について査察する。

- (1) 組合の経営に係る事業の管理状況
  - ア 事業の概要
  - イ 事業の運営並びに進捗状況

(2) 事務の執行状況

- ア 事務分掌、職員の配置及び勤務状況
- イ 事務処理の公正並びに法令の遵守及び運用状況
- ウ 文書の処理、簿冊、証票の整理保存の状況

(3) 財政及び出納の状況

- ア 予算の執行、収入、支出の状況
- イ 現金及び有価証券の出納保管の状況
- ウ 財産營造物及び物品の取得、処分及び管理の状況
- エ 工事請負契約の適正性及び履行状況
- オ 補助の目的達成及び条件の履行並びに効果の状況
- カ 基金運用の状況
- キ 決算の適否

(4) その他必要と認める事項

(提出書類)

第6条 監査に当たって必要と認める場合は、次に掲げる調書の提出を求める。

- (1) 所属事項の概要書
- (2) 現員調書（別記第1号様式）
- (3) 事務分掌表（別記第2号様式）
- (4) 歳入調書（別記第3号様式）
- (5) 歳出調書（別記第4号様式）
- (6) 事業調書（別記第5号様式）
- (7) 事業財源調書（別記第6号様式）
- (8) その他監査に必要と認めるもの

(代表監査委員)

第7条 組合監査委員のうちから識見を有する者で選任された監査委員を代表監査委員とする。

2 前項の代表監査委員に事故があるとき、又は代表監査委員が欠けたときは、他の監査委員が職務を代理する。

(委員の協議)

第8条 この訓令に定めるものを除くほか必要な事項は、監査委員が協議して定

める。ただし、監査委員に欠員を生じたる等協議不可能の場合は、この限りでない。

#### 附 則

この訓令は、平成5年12月1日から施行する。

附 則 (平成17年指宿広域市町村圏組合訓令第1号)

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月8日指宿広域市町村圏組合訓令第1号)

この訓令は、平成25年3月8日から施行する。

別記

現 員 調 書

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

係 別	主 事	技 師	主事補	技師補	嘱 託	その他	計	備 考

第2号様式（第6条関係）

事 務 分 掌 表 ( 年 月 日現在)			
分 掌 事 項	職	氏 名	備 考

第3号様式（第6条関係）

歳 入 調 書 ( 年 月 日現在)								
科 目	予 算 現 額	調定額	収入 済額	予算 残額	調定 残額	収 入 率		備 考
						対予算比	対調定比	

第4号様式（第6条関係）

歳 出 調 書 ( 年 月 日現在)					
科 目	予算現額	執行済額	予算残額	執行率	備 考

第5号様式（第6条関係）

事業調書						(年月日現在)		
事業名	事業内容 の概要	科目	予算額	契約額又は 執行予定額	着手 年月日	完成 年月日	進捗歩合	備考

第6号様式（第6条関係）

事業財源調書			(年月日現在)		
事業名	予算額	財源内訳			備考
		特定財源		一般財源	
		国県支出金	地方債	その他	